

池田町最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、町が発注する建設工事の競争入札に最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける入札は、一般競争入札又は指名競争入札とする。ただし、町長が最低制限価格を設ける必要がないと認めたものは、この限りでない。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、この合計額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超えるときは予定価格に100分の90を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たないときは予定価格に100分の70を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、予定価格に100分の70を乗じて得た額から100分の90を乗じて得た額までの範囲内の額で最低制限価格を設定することができる。

(入札者への周知)

第4条 町長は、最低制限価格を設ける場合には、次の各号に掲げる事項を池田町財務規則（昭和60年規則第10号。以下「規則」という。）第106条に規定する入札の公告又は規則第117条第2項の指名競争入札通知書に明示するものとする。

- (1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は、落札者（事後審査型一般競争入札の場合は、落札候補者。以下同じ。）とならないこと。

(最低制限価格の記載)

第5条 最低制限価格は規則第109条に規定する予定価格調書及び規則第116条に規定する入札経過書に記載するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設けた入札の落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。